

岩手県告示第235号

航空機騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定（昭和60年岩手県告示第1019号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

なお、この告示による改正後の関係図面は、岩手県環境生活部環境保全課及び花巻市役所に備えておいて縦覧に供する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前			改正後		
環境基準		地域の類型を当てはめる地域	環境基準		地域の類型を当てはめる地域
地域の類型	基準値		地域の類型	基準値	
I	<u>70WECPNL</u> 以下	[略]	I	<u>57デシベル</u> 以下	[略]
II	<u>75WECPNL</u> 以下	[略]	II	<u>62デシベル</u> 以下	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。
別図を削る。